

伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域の実情に即した地域住民の医療確保、救急医療の確保及び医療施設の運営支援を実施することにより、地域医療の質的向上及び当該機関との連携強化を図るため、予算の範囲内において伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「実施要綱」とは、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）をいう。

(対象事業)

第3条 伊勢原市地域医療整備促進対策事業における補助事業名、対象事業及び補助対象団体は、次のとおりとする。

補助事業名	対 象 事 業	補 助 対 象 団 体
1 休日夜間急患診療所運営費補助事業	実施要綱に基づく急病患者に対する医療を提供するため、休日及び夜間の診療を行う伊勢原市休日夜間急患診療所の運営事業	一般社団法人秦野伊勢原医師会
2 休日歯科診療所運営費補助事業	休日における歯科診療体制を確保するため、休日における歯科診療を行う伊勢原市休日歯科診療所の運営事業	一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会
3 休日夜間薬局運営費補助事業	1の項及び2の項に規定する診療により処方される薬剤の調製及び提供を行う伊勢原市休日夜間薬局の運営事業	一般社団法人伊勢原市薬剤師会
4 第二次急患診療事業補助事業	市内に設置された病院等が、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対する第二次救急医療体制を整備し、原則として初期救急医療施設からの転送患者を受入れ、医療を行う第二次救急医療施設の運営事業	市内に設置された第二次救急医療機関としての診療機能を有する病院等の開設者
5 地域医療急患対策交付金交付事業	実施要綱に基づく急病患者に対する医療を提供するため、休日及び夜間に診療を行う次に掲げる救急医療施設の運営事業のうち、安定	

	した救急医療の確保及び地域医療の連携の強化に資するものと認められるもの	
	(1) 初期救急医療施設	伊勢原市医師会
	(2) 第二次救急医療施設	市内に設置された第二次救急医療機関としての診療機能を有する病院等の開設者
	(3) 第三次救急医療施設	市内に設置された第三次救急医療機関としての診療機能を有する救命救急センターの開設者
6 救急医療育成対策 交付金交付事業	実施要綱に基づく救急患者への医療体制の確保及び充実の一助とするため、市内に設置された救命救急センターの開設者が、救急医療を担う人材の育成、確保等を図るために行う救急医療の臨床医育成事業	市内に設置された第三次救急医療機関としての診療機能を有する救命救急センターの開設者

2 市長は、前項に規定するもののほか、本市における救急医療の確保及び救急医療機関の運営の支援並びに救急医療体制の充実を図るため、特に必要があると認める事業についても予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(診療日及び診療時間)

第4条 前条の表1の項から4の項までの補助事業に係るそれぞれの医療施設の診療日及び診療時間は、別表第1のとおりでなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、別表第2の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる経費で当該事業の運営に関するものとする。

(交付額の算定)

第6条 交付額の算定方法は、次のとおりとする。

事業名	交付額の算定方法	補助基準額
1 休日夜間急患診療所運営費補助事業	(1) 休日診療分 補助単価×診療日数×{内科(小児科を含む)及び外科}	補助単価= 41,534円
	(2) 夜間診療分 補助単価×診療日数×{内科(小児科を含む)及び外科}	補助単価= 38,818円
	(3) 施設維持管理分 補助基準額	定額= 7,017,000円
2 休日歯科診療所運営費補助事業	(1) 休日診療分 補助単価×診療日数	補助単価= 139,887円
	(2) 施設維持管理分 補助基準額	定額= 2,261,000円
3 休日夜間薬局運営費補助事業	(1) 休日分 補助単価×営業日数	補助単価= 19,904円
	(2) 夜間分 補助単価×営業日数	補助単価= 28,724円
	(3) 施設維持管理分 補助基準額	定額= 2,418,000円
4 第二次急患診療事業補助事業	(1) 内科・外科 補助単価×診療日数	補助単価= 43,750円
	(2) 小児科(休日診療分) 補助単価×診療日数	補助単価= 46,080円
	(3) 小児科(夜間診療分) 補助単価×診療日数	補助単価= 65,850円
5 地域医療急患対策交付金交付事業	(1) 初期救急医療施設 補助基準額×{内科(小児科を含む)及び外科}	定額= 3,500,000円
	(2) 第二次救急医療施設 補助基準額×{内科(小児科を含む)及び外科}	定額= 4,000,000円
	(3) 第三次救急医療施設 補助基準額	定額= 10,000,000円
6 救急医育成対策交付金交付事業	補助基準額	定額= 5,000,000円

(交付の要望)

第7条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要望書(第1号様式)を補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項によるもののほか、市

長が特に認めた場合は、この限りでない。

(内定通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付要望があったときは、団体の活動内容を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予定措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事務事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第11条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付（変更交付）申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事務事業計画書

(2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第12条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第13条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(軽微な変更)

第14条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった活動費の

10パーセント以下の額のものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第15条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付請求書(第8号様式)に伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金実績報告書(第9号様式)により、市の会計年度が終了した日から2箇月以内までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第18条 市長は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第10条の交付決定の額(第12条の変更交付決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の廃止)

2 伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱(平成9年伊勢原市告示第81号)は廃止する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月25日告示第147号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要綱の規定は、平成26年9月9日から適用する。

附 則（平成28年3月25日告示第51号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第38号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業名	診療日及び診療時間
1 休日夜間急患診療所運営費補助事業	(1) 休日 休日の診療は、次に掲げる日の午前9時から午後5時までとする。 ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日（以下「祝日」という。） ウ 年末年始の日（12月29日から翌年1月3日まで（祝日を除く。）以下同じ。） (2) 夜間 夜間の診療は、午後7時30分から午後11時までとする。
2 休日歯科診療所運営費補助事業	(1) 休日 休日の診療は、次に掲げる日の午前9時から午後5時までとする。 ア 日曜日 イ 祝日 ウ 年末年始の日
3 休日夜間薬局運営費補助事業	(1) 休日 休日の診療は、次に掲げる日の午前9時から午後5時までとする。 ア 日曜日 イ 祝日 ウ 年末年始の日 (2) 夜間 夜間の診療は、午後7時30分から午後11時までとする。
4 第二次急患診療事業補助事業	(1) 休日 休日の診療は、次に掲げる日の午前8時から午後6時までとする。 ア 日曜日 イ 祝日 ウ 年末年始の日 (2) 夜間 夜間の診療は、午後6時から翌日午前8時までとする。

別表第2 (第5条関係)

補助事業名	対 象 経 費
1 休日夜間急患診療所運営費補助事業	(1) 給与費 (2) 材料費
2 休日歯科診療所運営費補助事業	(3) 経費 (4) その他の費用
3 休日夜間薬局運営費補助事業	(5) 委託料 (上記(1)から(4)に係るもの)
4 第二次急患診療事業補助事業	(1) 給与費 (2) その他の費用 (3) 委託料 (上記(1)から(2)に係るもの)
5 地域医療急患対策交付金交付事業 (1) 初期救急医療施設 (2) 第二次救急医療施設 (3) 第三次救急医療施設	(1) 給与費 (2) 材料費 (3) 経費 (4) その他の費用 (5) 委託料 (上記(1)から(4)に係るもの) (6) 在日外国人に係る前年度の未収金 (ただし、第三次救急医療施設に限る。)
6 救急医育成交付金交付事業	(1) 救急医療の臨床教育を受ける臨床研修医、レジデント等に対し、その研修を奨励し、及び支援するために必要な経費 (2) その他救急医の育成に関し、救命救急センターの開設者が実施する事業に関する経費

第1号様式（第7条関係）

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金の交付を要望します。

交付要望額 円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第8条関係）

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第9条、第11条関係）

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付
（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金の交付
（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

（注）事務事業計画書及び収支予算書を添付してください。

第4号様式（第10条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定
通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域医療
整備促進対策事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第
6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 補助金交付決定額
- 2 交 付 条 件

円

（事務担当は、 ）

第5号様式（第12条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金変更交付
決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内
容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知し
ます。

年 月 日

伊勢原市長

印

- 1 変更交付決定額 円
（変更前の交付決定額 円）
- 2 交付条件

（事務担当は、 ）

第6号様式（第13条関係）

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第7号様式（第13条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金変更
（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）
申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知
します。

年 月 日

伊勢原市長

印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第16条関係）

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊞

交付決定のありました伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金の
交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 円 |
| 4 | 未交付額 | 円 |

5 添付書類

- 伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金変更交付決定通知書の
写し

（注）上記のいずれかに✓印を付けてください。

第9号様式（第17条関係）

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額	円
実績額	円
不用額	円

（注）事務事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

第10号様式（第18条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市地域医療整備促進対策事業補助金確定通知書

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

（事務担当は、 ）